

建築廃材（木・畳など）は産業廃棄物ですので、ご注意ください。

千代田クリーンセンター及び長井クリーンセンター

廃棄物処理法で、建築廃材（木・畳など）は産業廃棄物であり、クリーンセンターに持ち込むことはできませんが、誤った認識により搬入する方がおります。次の① ② ③ は、特に聞き取りを行いますので、ご協力をお願いいたします。

①

解体・リフォームなど



建築廃材（木・畳など）

②



会社・企業の車両で運搬

③



同僚（友人）と複数で運搬

廃棄物処理法における「事業」の概念は、必ずしも営利性を必要とせず、無償で行うか、料金を受け取るかは問いませんので、建設業に関係する方（※）による事業用の設備（車両、重機等）を用いた行為は、多くの場合「法人事業」又は「個人事業」の事業活動と解釈することになります。

※ 建設会社・リフォーム業・個人大工・解体業・設備工業・・・など

《誤認識により、よく言われる例は次のとおりです。〔 〕内は法解釈》

例①・自分（会社代表者）は、自分の会社の設備（重機・車両）を使用し、自分の家を解体したのだ。

自分の家のものども、クリーンセンターに運んでいいべ。〔原則として事業活動と判断します。〕

例②・解体費用を安くするため、業者に解体してもらった自宅の廃材を、

勤務先のダンプを借りて自分で運んでいる。〔解体業者の産業廃棄物と判断します。〕

例③・同僚（友人）に頼まれて、数日会社を休んで、無償でダンプによる運搬をしているだけだ。〔廃棄物の無許可運搬と判断します。〕

建設業に関係する方が関わった建築廃材は、「事業」として発生した産業廃棄物となる可能性が高く、産業廃棄物はクリーンセンターへの持ち込みはできません。むろん、建築廃材でなくても、「手伝い」「ボランティア」を口実に、他人の廃棄物を無許可で運搬することは違法であり、固くお断りいたします。

●この案内は、置賜総合支庁環境課・構成市町（米沢市/長井市/南陽市/高畠町/川西町/白鷹町/飯豊町/小国町）と連携し作成しています。●